

## 第1章 計画の概要

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

我が国の高齢化は諸外国に例をみないスピードで進んでおり、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は27.3%（平成28年10月1日現在）となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成29年推計）では、日本の高齢化率は平成37年に30.0%、平成48年には33.3%と今後も上昇を続ける見込みです。

本町においても、平成29年9月末現在の高齢者数は8,285人、高齢化率が34.0%となっており、平成37（2025）年には高齢化率は35.0%、75歳以上高齢者の人口割合は23.2%となることが予測されます。

国はこれまでに平成17年、平成23年、平成26年と介護保険法の改正を断続的に行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を構築することを示してきました。

平成30年4月に施行される「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

制度改正の主旨やこれまでの本町における高齢者保健福祉及び介護保険事業の取組を踏まえ、平成37年までの視点を持って地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを目的として、本計画を策定しました。

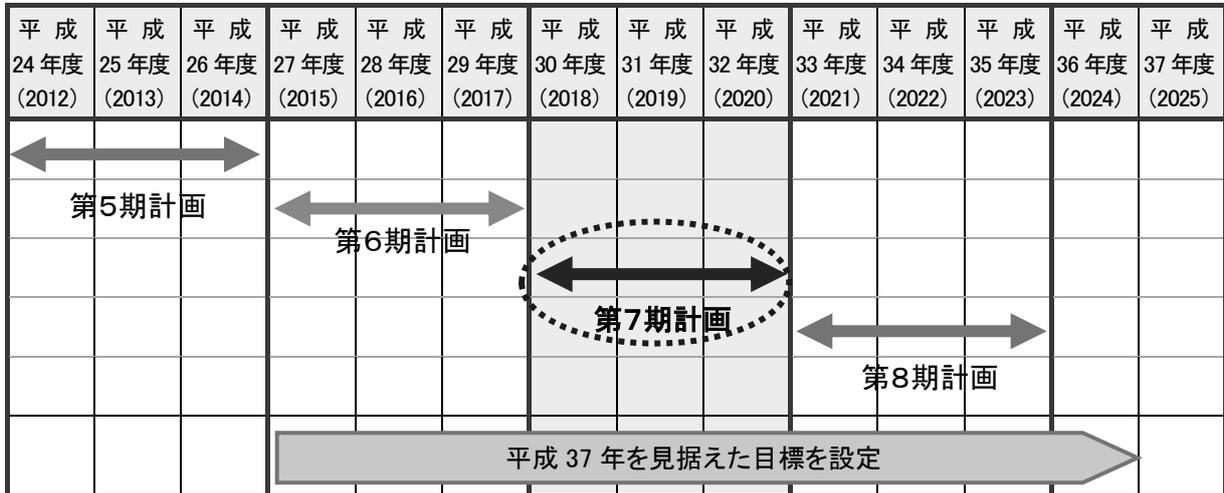
## 2 計画の性格

- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき策定する「市町村老人福祉計画」に当たるとともに、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために策定する「市町村介護保険事業計画」に当たります。
- 本町における高齢者福祉・介護施策の推進と、介護保険事業の円滑な運営、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを目的に、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画です。
- 上位計画である第5次熊野町総合計画の福祉・保健部門計画と位置付けます。
- 本町の関連計画（「障害者保健福祉計画」、「健康増進計画」等）、広島県の「第7期ひろしま高齢者プラン」と整合を図り策定しました。

### 3 計画の期間

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えつつ、平成30年度～平成32年度までの3か年の計画として策定しました。

[図] 計画の期間

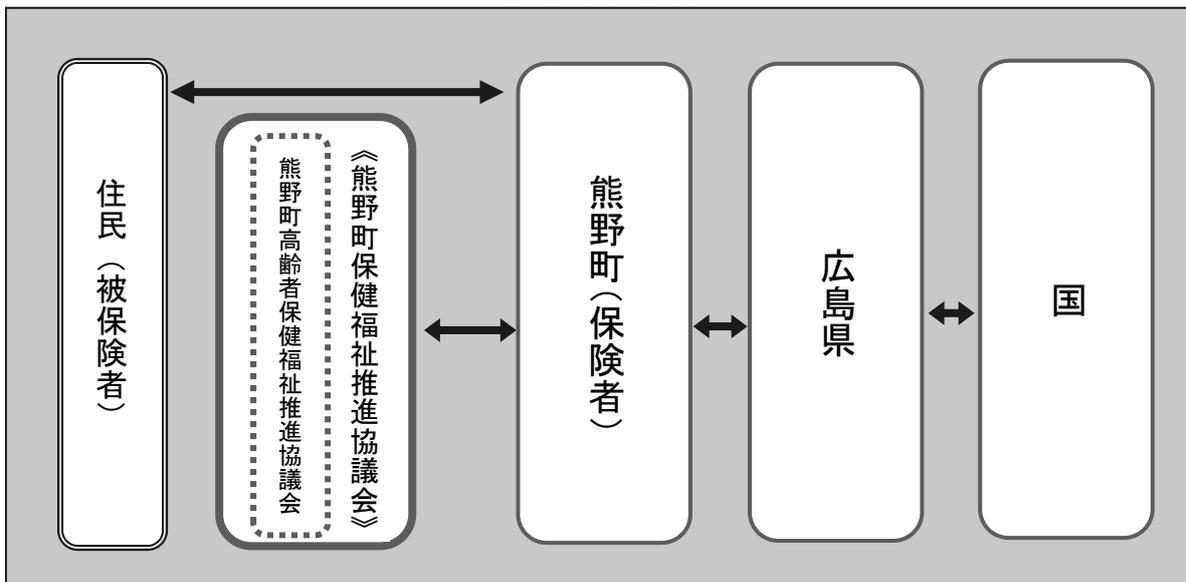


### 4 計画の策定方法

#### (1) 策定体制

本計画の策定にあたり、行政内部での連携を図るとともに、医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等の幅広い意見を反映するため、熊野町保健福祉推進協議会に熊野町高齢者保健福祉推進協議会を設置し、審議、検討を行いました。

[図] 策定体制



## (2) 高齢者の保健福祉に関するアンケート調査の実施

本計画策定にあたり、高齢者の日常生活や健康状態、介護保険制度に対する意見、高齢者福祉施策に関する要望等を把握することにより、本町の実態に即した計画策定の基礎資料とするため、次のとおり高齢者の暮らしについての調査（以下「高齢者アンケート調査」という。）を実施しました。

### ① 高齢者の暮らしについての調査

調査名称	高齢者の暮らしについての調査
調査地域	町内全域
調査対象	65歳以上の町民(要介護1～5の認定を受けている町民を除く) 1,500人
調査方法	郵送配付・回収
調査期間	平成29年6月8日～平成29年6月30日
有効回収数	1,051人(70.1%)

### ② 在宅介護実態調査

調査名称	在宅介護実態調査
調査地域	町内全域
調査対象	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」を行い、対象期間中に認定調査を受けた人
調査方法	調査員による聞き取り
調査期間	平成28年9月～12月
有効回収数	98人

## 5 計画の進行管理・評価

各年度における計画の達成状況を踏まえながら、目標数値が達成できるよう、関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。今後、3年ごとに行われる見直しの機会を捉え、それまでの取組の評価に基づき、関係機関等に対し必要な指導・助言等を行います。

また、施策全般の推進状況等の分析・評価にあたっては、熊野町高齢者保健福祉推進協議会を活用し、被保険者や医療・福祉関係者の意見を取り入れて行います。

## 6 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、高齢者が日常生活を営んでいる圏域を単位として、サービス基盤の整備や介護サービスの量を見込むため、「日常生活圏域」を定めることとされています。

本町の日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、介護サービス基盤の整備状況等を勘案し、町内全域を一つの日常生活圏域とします。

